

京都市告示第 410 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 20 年 12 月 25 日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類 府 道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
京都守口線	伏見区淀美豆町870番地地先から	旧	メートル 103.30	メートル 18.00 ~ 18.20
	同町871番地地先まで	新	103.30	18.50 ~ 29.50

(建設局土木管理部道路明示課)